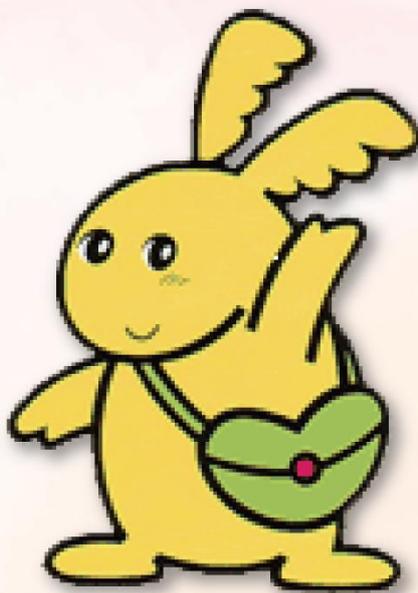


第4次 松原市地域福祉活動計画

概要版

住み慣れた地域で、安心・安全に
暮らし続けることができる支え合いのまちづくり



令和6年3月

社会福祉法人 松原市社会福祉協議会

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や人口減少などの社会的な変化に伴い、非正規雇用の増加による生活の困窮、子育てへの不安、児童虐待、不登校、社会的な孤立など、既存のサービスでは対応しきれない、制度の狭間といわれる新たな課題（8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）、さまざまな課題が地域で生じています。

地域で活動を推進するためには、市による体制整備や既存の制度だけでは対応しきれない複雑な課題に対して、関係機関が縦割りではなく「横断的に」協力して総合的な相談支援体制を構築していく必要があります。

このような背景を踏まえ、松原市社会福祉協議会でのこれまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々によるつながりと支え合い、市民・地域・社協・行政等の協働による取り組みなど、本市における地域福祉活動を推進するための新たな方向性を示すため、「第4次松原市地域福祉活動計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 地域福祉とは

地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域生活課題の解決に向けて、自助、共助（互助）、公助の考えに基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取組をしていくことが必要とされています。

地域福祉とは、こうした地域共生社会づくりに向けて「地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組み」です。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。

社会福祉協議会が策定する「松原市地域福祉活動計画」は、地域福祉活動を促進していくための計画です。本計画を一人でも多くの住民に知ってもらい、何らかの活動に主体的に関わってもらえるように働きかけていきます。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画は、市全体で地域福祉を効果的に推進する方策を示す計画です。

地域福祉活動計画は、社協として、地域福祉計画と整合を図り、市民、自治組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体など、個人と多様な組織・団体が協働して地域福祉を主体的に実践することを定めた計画です。

両計画が連携することにより、市が直面する生活課題や福祉ニーズを共有した上で、市及び社協の取組を明確にし、協働性と実効性を高めながら、地域福祉を推進することを目指します。

計画名	地域福祉計画	地域福祉活動計画
推進組織	市	市社会福祉協議会
計画の性格	行政計画	民間計画
連携の意義	「生活課題や福祉ニーズの共有」「推進の方向性と実践の連動」	

3 計画の期間

本計画の実施期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5か年とします。松原市総合計画や松原市地域福祉計画など他計画との整合を図り、国・府の福祉政策や、社会経済情勢に著しい変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
松原市第5次総合計画									
第3期松原市地域福祉計画					第4期松原市地域福祉計画				
第3次松原市地域福祉活動計画					第4次松原市地域福祉活動計画				

4 基本理念と体系

近年、少子高齢化や核家族化の影響で、家族間の支え合いの機能が低下し、地域内の住民同士の交流や連携が希薄化している中、公的な福祉サービスが基本的な福祉ニーズに対応する原則を尊重しつつも、ボランティア活動や地域の支え合い、見守りなどによる地域づくりを推進することが重要となっています。

セーフコミュニティの推進と地域共生社会の実現に向け、前計画の基本理念を引き継ぎ、『住み慣れた地域で、安心・安全に暮らし続けることができる支え合いのまちづくり』を目指して計画を進めていきます。

[基本理念]

[基本方針]

[取り組み]



5 施策・事業の展開

1 地域の支え合いの推進

地域福祉を進めていくには、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎となり、「顔の見える関係づくり」が重要です。日頃から、近隣でのあいさつや声かけを試み、地域の交流、ふれあいを深めていくとともに、支援が必要な人との交流を通じて、福祉の心を持って地域生活課題に対応する等、互いに支え合える地域づくり、時代を先取りした地域福祉活動を進めます。

また、要支援者を把握し、支援につなげる仕組みづくりを推進します。

(1) ふれあい・相互理解の場づくり

具体的な取り組み

- ① 地域交流の活性化の促進
- ② 支え合いへの理解の浸透と福祉意識の醸成
- ③ 子どもの交流の場の充実

(2) 認知症や障がいに対する啓発・講座や研修の充実

具体的な取り組み

- ① 障がいへの理解を深める機会の充実
- ② 認知症への理解の促進
- ③ 福祉教育の推進

(3) コロナ禍後の新しい地域福祉活動の推進

具体的な取り組み

- ① 閉じこもりの予防を目的とした脳トレ教室を実施
- ② ZOOMを活用した複数会場での行事の同時開催を実施
- ③ スマートフォン講座や相談会を実施



2 見守り・防災体制の強化

地域福祉を推進するうえでは、地域住民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあい・助け合いの意識のもと人と人とのつながりを持ち、支え合い活動を実践していくことが重要です。地域を構成するさまざまな組織・団体による見守り活動を推進しつつ、関係団体や福祉専門職の連携を強化し、協働による地域福祉の推進を図ります。

また、大規模な災害などに備え、誰もがどのような時にも安心して暮らすことができるよう、平常時から、地域防災に対する意識を高めるとともに、災害時の支援体制の充実を図ります。

(1) 見守り活動の拡大

具体的な取り組み

- ① 見守り活動の啓発
- ② 連携の場の充実

(2) 災害時の支援体制の仕組みづくり

具体的な取り組み

- ① 災害時の要援護者支援体制の構築
- ② 地域の防災体制の強化
- ③ 災害ボランティアセンター運営の基盤整備

3 地域活動の担い手やボランティアの育成

住民同士の「つながり」を大切に、相互の生活を支え合える地域づくりに向けては、住民が地域生活課題を共有し、課題解決の担い手として主体的に関わることが重要になります。地域住民一人ひとりの福祉意識を高めながら、実際の地域活動につなげ、地域福祉を支える担い手の育成を進めるとともに、ボランティア活動を支援する基盤の強化に努めます。

(1) 地域福祉活動主体の育成

具体的な取り組み

- ① 地域福祉の担い手の育成
- ② 地域活動への支援の充実

(2) ボランティアセンターの充実

具体的な取り組み

- ① コーディネート機能の強化
- ② 情報発信の整備

4 生活を支える福祉サービスの充実

福祉サービスを利用する際に、身近に相談する人がいない、相談窓口まで行くことができないといった実態がみられます。誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の住民や諸団体が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みを構築します。

また、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、重層的支援体制を構築し、地域生活を支える福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人への情報提供を強化します。

(1) 地域情報ネットワークの強化

具体的な取り組み

- ① 小地域ネットワーク会議の充実
- ② 社会福祉協議会における事例の蓄積と発信

(2) 相談支援ネットワークの充実

具体的な取り組み

- ① 相談支援ネットワークの強化
- ② 相談機能の強化
- ③ 身近な相談窓口の充実
- ④ 生活困窮者への自立支援

(3) 日常生活を支援するサービスの向上

具体的な取り組み

- ① 福祉サービスの向上

(4) 社会福祉協議会の基盤強化

具体的な取り組み

- ① 活動基盤の強化
- ② 財源の確保



6 重点施策

(1) 新たな地域活動の担い手の呼びかけ

地域住民の高齢化が進み、福祉委員等の担い手の不足やボランティア組織の解散が進む中で、福祉に関係する機関をはじめ、民間企業等との連携を行い、機関や民間企業等が地域に密着した社会貢献活動を行う担い手となって、地域福祉活動を活性化していく仕組みを作っていきます。

(2) ICTツールを活用した地域福祉活動の充実

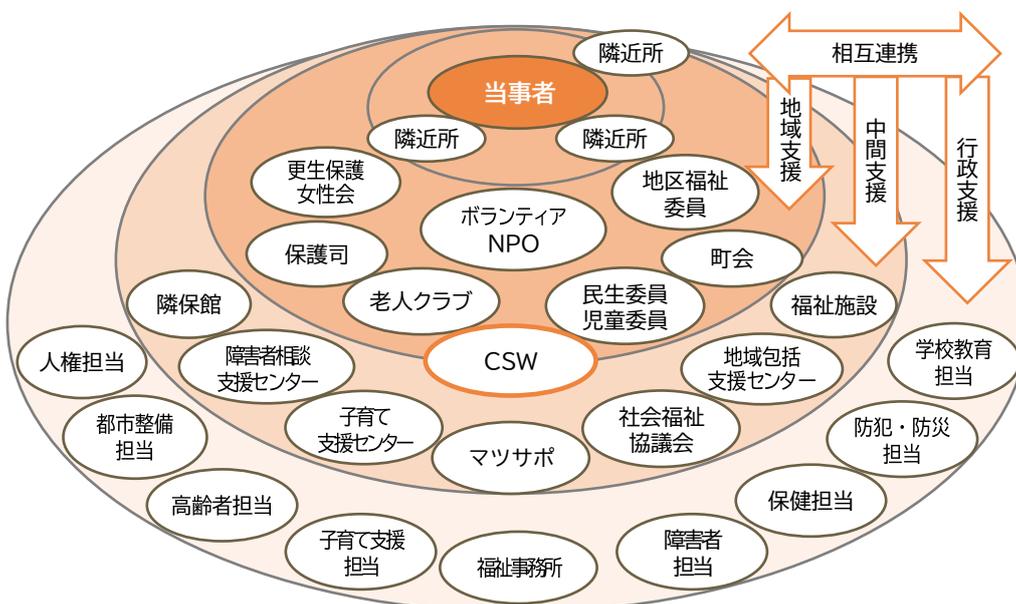
ICTツールを積極的に活用している世代に向けて、さまざまなICTツールを活用してボランティアに関する情報を発信し、ボランティア活動へとつなげていきます。さらに、ボランティアとのコミュニケーションにおいても、ICTツールを活用していきます。

また、ICTツールの活用が慣れていない世代に向けては、ICTツールの活用を目的としたボランティアを養成し、活用を支援する仕組みを作っていきます。

7 計画の推進に向けて

これからの地域福祉において「地域住民」は、地域福祉の推進に努める主体として位置づけられています。しかし、自分を中心に家族で支え合う「自助」の機能は低下しており、こうした現状を補うため、行政を中心に公的な福祉サービスを提供する「公助」での対応、隣近所での助け合いや見守り活動等による支え合いにより、地域で活動するグループや団体が支援していく「共助」のまちづくりを進めていくことも重要です。

地域福祉の対象となる子ども、障害者、高齢者だけでなく、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱えた人も含め、すべての市民が地域生活課題を「他人事」でなく「我が事」として助け合えるような地域力を強化し、包括的な支援体制を推進します。





社会福祉法人

松原市社会福祉協議会

The Matsubara City Council of Social Welfare.

第4次 松原市地域福祉活動計画 概要版

令和6年3月

編集・発行：社会福祉法人 松原市社会福祉協議会

〒580-0043 大阪府松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館

TEL：(072)333-0294

FAX：(072)335-0294